

過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます



国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

平成26年4月からは、過去2年1カ月分の免除申請ができるようになります。

平成26年3月までは

過去の国民年金保険料の免除（※）が受けられる期間は、申請の直前の7月（学生納付特例は直前の4月）までの1年以内でした。

平成26年4月からは

申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

失業などの特例免除の対象期間も拡大されます



平成26年3月までは

災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまで、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

平成26年4月からは

災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月ま

での期間について、特例免除の申請ができるようになります。（平成26年3月以前にあった災害・失業も対象となりますが、過去の審査対象期間は、2年1カ月前までです）

【申請方法は】

うるま市役所・市民課・国民年金係またはコザ年金事務所に申請してください。

必要な添付書類など、詳しくは、右記の申請先までお問い合わせください。

（※）「免除」とは、全額免除、一部免除（3/4、半額、1/4）、若年者納付猶予、学生納付特例のことです。

◆ご注意ください◆

○申請期間に対応する前年所得に基づき、審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者および世帯主、若年者納付猶予

は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

（国民年金）障害年金受給等で法定免除を受けている方へ

障害基礎年金の受給などにより法定免除となっている方について、平成26年4月から、保険料を通常納付できる「納付申出制度」がはじまります。

納付申出により、保険料の口座振替や前納による保険料の割引など、便利でお得な制度をあわせてご利用できるようになります。

【手続き方法は】

うるま市役所・市民課・国民年金係またはコザ年金事務所に申出書を提出してください。

詳しくは、右記までお問い合わせください。

市民課 国民年金係

☎973-5498

コザ年金事務所

☎933-3437